

鳥取県公報

本書ノ大キサハ既定規格A五号

昭和二十六年十二月二十四日
外 月 曜日
号

◇ 條 目 次

議会の議決すべき事件を指定する條例の一部改正
昭和二十六年度における年末手当の支給に
関する條例
職員給与に関する條例の一部改正

14

條 例

議会の議決すべき事件を指定する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇ 鳥取県條例第六十一号

議会の議決すべき事件を指定する條例の一部を改正する條例
第二号の次に次の一号を加える。
三 次のものの給与（法令に定めのある場合を除く。）
に關すること。
（一） 県議會議員
（二） 常勤の人事委員会の委員
附 則
この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月
十五日から適用する。
昭和二十六年度における年末手当の支給に関する條例を
ここに公布する。

昭和二十六年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00576

◇鳥取縣條例第六十二号

昭和二十六年度における年末手当の支給に関する條例
(年末手当の支給)

第一條 県議會議員、常勤の特別職の職員、教育長、鳥取県職員定数條例(昭和二十四年八月鳥取県條例第五十三号)の適用をうける職員並びに公立学校の校長、教員及び事務職員であつて、昭和二十六年十二月十五日に在職するものに対しては、年末手当を支給する。

(年末手当の額)

第二條 年末手当の額は、職員の給与月額に、その者の昭和二十六年における在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一、在職期間が六月以上の場合 百分の八十
 - 二、在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の四十八
 - 三、在職期間が三月未満の場合 百分の二十四
- 2 前項の給与月額は、その者が昭和二十六年十二月十五日現在において受けるべき左の各号に掲げる額とする

る。

一 県議會議員については、報酬の月額
二 常勤の特別職の職員及び教育長については、給料の月額

三 前二号に掲げる者以外の者については、給料又は俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額

(年末手当の支給細目)

第三條 前條第二項に規定するものの外、年末手当の支給に關し必要な細目は、知事が定める。

附 則

- 1 この條例は、公布の日から施行する。
- 2 年末手当は、この條例施行の日から五日以内に支給する。

職員の給与に関する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00577

◇鳥取縣條例第六十三号

職員の給与に関する條例の一部を改正する條例

第四條第三項中「三百円」を「四百円」に、「六百円」を「千円」に改める。

第六條第一項に次の但書を加える。

但し、退職した職員が即日職員になつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 給料表

職務ノ級	号	給料月額	号	給料月額	号	給料月額	号	給料月額	号	給料月額	号	給料月額	号	給料月額
一級	一	三,六〇〇	二	三,九〇〇	三	四,二〇〇	四	四,五〇〇	五	四,八〇〇	六	五,一〇〇	七	五,四〇〇
二級	二	三,三〇〇	三	三,六〇〇	四	三,九〇〇	五	四,二〇〇	六	四,五〇〇	七	四,八〇〇	八	五,一〇〇
三級	三	三,〇〇〇	四	三,三〇〇	五	三,六〇〇	六	三,九〇〇	七	四,二〇〇	八	四,五〇〇	九	四,八〇〇
四級	四	二,七〇〇	五	三,〇〇〇	六	三,三〇〇	七	三,六〇〇	八	三,九〇〇	九	四,二〇〇	十	四,五〇〇
五級	五	二,四〇〇	六	二,七〇〇	七	三,〇〇〇	八	三,三〇〇	九	三,六〇〇	十	三,九〇〇	十一	四,二〇〇
六級	六	二,一〇〇	七	二,四〇〇	八	二,七〇〇	九	三,〇〇〇	十	三,三〇〇	十一	三,六〇〇	十二	三,九〇〇
七級	七	一,八〇〇	八	二,一〇〇	九	二,四〇〇	十	二,七〇〇	十一	三,〇〇〇	十二	三,三〇〇	十三	三,六〇〇
八級	八	一,五〇〇	九	一,800	十	二,100	十一	2,400	十二	2,700	十三	3,000	十四	3,300
九級	九	1,200	十	1,500	十一	1,800	十二	2,100	十三	2,400	十四	2,700	十五	3,000
十級	十	900	十一	1,200	十二	1,500	十三	1,800	十四	2,100	十五	2,400	十六	2,700

別表第二 通し号給表

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
一	三,〇〇〇	三	四,二〇〇	三	七,一〇〇	三	一〇,〇〇〇	三	一六,〇〇〇	三	二四,〇〇〇	三	三三,〇〇〇
二	三,〇〇〇	三	四,二〇〇	三	七,一〇〇	三	一〇,〇〇〇	三	一六,〇〇〇	三	二四,〇〇〇	三	三三,〇〇〇
三	三,〇〇〇	三	四,二〇〇	三	七,一〇〇	三	一〇,〇〇〇	三	一六,〇〇〇	三	二四,〇〇〇	三	三三,〇〇〇
四	三,〇〇〇	三	四,二〇〇	三	七,一〇〇	三	一〇,〇〇〇	三	一六,〇〇〇	三	二四,〇〇〇	三	三三,〇〇〇
五	三,〇〇〇	三	四,二〇〇	三	七,一〇〇	三	一〇,〇〇〇	三	一六,〇〇〇	三	二四,〇〇〇	三	三三,〇〇〇
六	三,〇〇〇	三	四,二〇〇	三	七,一〇〇	三	一〇,〇〇〇	三	一六,〇〇〇	三	二四,〇〇〇	三	三三,〇〇〇
七	三,〇〇〇	三	四,二〇〇	三	七,一〇〇	三	一〇,〇〇〇	三	一六,〇〇〇	三	二四,〇〇〇	三	三三,〇〇〇
八	三,〇〇〇	三	四,二〇〇	三	七,一〇〇	三	一〇,〇〇〇	三	一六,〇〇〇	三	二四,〇〇〇	三	三三,〇〇〇
九	三,〇〇〇	三	四,二〇〇	三	七,一〇〇	三	一〇,〇〇〇	三	一六,〇〇〇	三	二四,〇〇〇	三	三三,〇〇〇
十	三,〇〇〇	三	四,二〇〇	三	七,一〇〇	三	一〇,〇〇〇	三	一六,〇〇〇	三	二四,〇〇〇	三	三三,〇〇〇

一七	一六	一五	一四	一三	一二
四、〇七〇	四、〇〇〇	四、〇四〇	四、〇〇〇	四、〇一〇	四、〇〇〇
五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
八、一〇〇	七、八〇〇	七、五〇〇	七、三〇〇	七、一〇〇	六、九〇〇
九、〇〇〇	九、〇〇〇	八、九〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇

昭和二十六年十二月二十四日印刷
昭和二十六年十二月二十四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五
第三種郵便物認可)

發行所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷所